

2011年（平成23年）10月

デリバティブ取引・仕組債被害110番のご案内

電話番号 0570-044-110（代）

日時 2011年11月8日（火）

10:00～20:00

内容 近時、銀行や証券会社が販売するデリバティブや仕組預金、仕組投信、仕組債等の投資取引によるトラブルが急増しております。

被害者層も一般投資家のみならず中小企業層まで拡大し、被害額も高額に及び、数千万、数億といった事例も珍しくありません。

特に昨今の急速な円高で、通貨デリバティブを購入した中小企業が多額の損失を被り、経営難に陥っている事例が出ており、被害が深刻化しています。

こうした現状を踏まえ、大阪証券問題研究会では、デリバティブ取引、デリバティブ取引を組み込んだ金融商品被害について電話による無料法律相談（秘密厳守）を実施します。お気軽にお電話下さい。

相談の対象となるのは次のようなデリバティブ取引、仕組債です。

通貨オプション、為替連動債、株価連動債、複数株価連動債、日経平均連動債、通貨スワップ、仕組み預金、仕組み投信、30年債、金利スワップなど

なお、電話相談後も法律相談や弁護士紹介を希望される方は、当研究会所属の弁護士を紹介します。

また、11月21日（月）午後2時から、大阪弁護士会館において合同相談会を実施する予定です。

主催 **大阪証券問題研究会**

問合せ先 弁護士 山崎 敏彦

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目6番8号 堂島ビル9階

TEL 06-6365-8565/FAX 06-6365-8539